

神 監 1 第 1 9 4 号
平成 22 年 10 月 25 日

A 様

神戸市監査委員	櫻 井 誠 一
同	佐 伯 育 三
同	崎 元 祐 治
同	芦 田 賀津美

不適正な経理処理に関する住民監査請求について（通知）

平成 22 年 9 月 27 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 22 年 9 月 27 日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

1 請求の趣旨

神戸市では環境局資源循環部業務課の物品調達事務に関わる事務職員が、消耗品の架空発注等の法令違反の公金支出を繰り返し、73,393,793 円もの公金を詐取するという事件が発覚した。神戸市は当該職員の行為が、詐欺罪・虚偽有印公文書作成罪・同行使罪に当たるとして、平成 22 年 5 月 21 日、兵庫県警察本部に対し、本人を告訴し、平成 22 年 6 月 11 日、当該職員を懲戒免職処分とするともに、関係職員の処分を行った。そのことを受け、全庁的に物品調達に関する経理事務について緊急に内部調査を実施したところ、過去 6 年間で 168 所属において合計 209,236,049 円もの違法支出が行われていたことが判明した。

平成 22 年 9 月 10 日にまとめられた「不適正な経理処理に関する緊急内部調査結果報告書」にかかる違法行為は以下の通りである。

1. 平成 17 年度から 21 年度における神戸市の 30 局室区の需用費のうち、消耗品費、印刷製本費において、25 局室区で法令違反の公金支出が繰り返し行われてきた。（このことは、神戸市の全局室区の 83%において違法行為が蔓延していることを示しており、神戸

市のほぼ全組織において深刻な法令違反が長年にわたって行われてきたことを意味している。)

2. 報告書で述べられている「不適正な経理処理」という表現は、今回の深刻な事態を隠蔽する表現であり、不適切である。正確には、環境局資源循環部業務課の事件と同様な詐欺罪・虚偽有印公文書作成罪・同行使罪を構成する膨大な法令違反の公金支出が行われたのである。
3. 支出命令件数 2,793 件の 1 件 1 件において、業者から事前に白紙の「見積書」「納品書兼検査調書」「請求書」等を調達し、架空の消耗品等の発注を行い、納品がないにも関わらず、納品があったとの虚偽記載・押印する等、計画的な公金詐取が行われている。共犯である取引業者に公金が振り込まれた時点で、公金詐取が完遂され詐欺罪が成立している。関連する法令違反は、刑法第 156 条（虚偽公文書作成等）、刑法第 158 条（偽造公文書行使等）、刑法第 246 条（詐欺）、刑法第 60 条（共同正犯）である。
4. 当該支出は、地方自治法第 232 条（経費の支弁）、同法 232 条の 3（支出負担行為）、同法 232 条の 4 第 2 項（支出の方法）、同法 232 条の 5（債権者のための支出）、同法 234 条の 2 第 1 項（契約の履行の確保）等に違反する違法な公金支出である。
5. 当該職員及び関連職員の行為は、「神戸市政の透明化の推進及び公正な職務の執行の確保に関する条例（神戸市コンプライアンス条例）（平成 18 年 9 月 20 日）第 3 条（執行機関等及び職員等の責務）、同第 4 条（倫理に係る理念）、同第 5 条（職員等の職務執行その他倫理に係る基本原則）に抵触する行為である。
6. 会計年度の異なる支出（金額：69,551,146 円、支出命令件数：761 件、所属数：125 所属）は、地方自治法第 208 条 2 項（会計年度及びその独立の原則）の単年度会計主義の原則に反し違法である。また、膨大な虚偽文書に基づく違法な公金支出及び予算に計上されない物品の調達は、地方自治法第 210 条（総計予算主義の原則）に反し違法である。さらに、神戸市の予算書や決算書は違法な公金支出によって、虚偽の内容を含んだものとなっている。
7. 消耗品等の差替え（金額 66,881,451 円、支出命令件数：1462 件、所属数：104 所属）及び備品等の差替え（金額 69,941,379 円、支出命令件数：542 件、所属数：78 所属）は予算の流用であり全て違法である。また、差替えという表現を用いることにより、架空発注による違法な公金支出という事実を隠ぺいすることは到底許されない。差替えという表現で、架空の消耗品と備品（パソコン等）が等価であり、本来の消耗品は納入されていないがその代わりに別の等価の品物が正規に納入されたような錯覚を起こさせている。実態は、架空の消耗品は納入されず、公金が詐取されただけであり、その代わりに、職員の自由裁量で好きな物を業者から違法に提供させただけである。正式に、消耗品や備品を購入するには、「見積書」「支出決定兼支出命令書」「納品書兼検査調書」「請求書」等が必要であるが、違法な消耗品や備品の提供にはそれらの文書は一切存在していない。従って、それらの消耗品や、備品の必要性、価格の妥当性を証明することはできない。取引業者の得意先元帳や関係書類等は、公金詐取を行った共犯の私的文書であり、信頼に値しないものである。
8. 「備品等の差替えで現物確認できたもの」とする考え方は、「支出命令書等（消耗品等）

の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の備品等が納入されたもののうち、職場において現物を確認できるもの（備品台帳で廃棄処分の確認ができるもの、複数の者による廃棄処分又は費消の証言があるものを含む）」とされているが、これらは全て誤っている。パソコンやデジタルカメラ等は一切の支出書類無しに違法に業者から提供された裏備品、ヤミ備品であるにも関わらず、それらの外形が公金としての支出が可能な他の支出科目の備品という表現で、正当性を付与しようとしているが、裏備品、ヤミ備品に公金を支出することは不可能である。また、公金としての支出が可能な他の支出科目の備品等との表現は違法な予算の流用を隠ぺいしている。また、裏備品やヤミ備品は、備品台帳に記載できないので、備品台帳で廃棄処分の確認を行うことはできないし、もし、出来たとすれば、備品台帳の管理が出鱈目であることを示している。違法行為に加担した者の証言をいくら積み重ねても廃棄処分又は費消したことの証言にならないことは言うまでもない。

9. 公務遂行に必要という表現で、違法行為を正当化し、責任追求を免れようとしているが、その考え方は完全に誤っており、行財政局行政監察部監察室の緊急調査の姿勢が、膨大な違法行為を追認しようとするものであることを示しており、調査の信頼性を自ら崩壊させている。本来、公務に必要である物品は、物品調達専決契約の手続きにのっとり、適正に購入されなければならないことは言うまでもない。備品購入予算が不足していたためという言い訳で、違法に公金を詐取し、業者にプールさせたお金で、公務遂行に必要な物品等を調達したということはいかなる意味でも正当化できない。（盗んだお金で公務に必要な物品を購入し、有効活用しているから、その行為が適正であると主張できないことと同じである。）虚偽の文書を大量に作成し、2億1,000万円もの公金が、業者の口座に入金された時点で、契約は終了し、返金を求めることもできず、公金詐取という犯罪が成立しているのである。その後は、業者との癒着関係の中で、公金を着服することも、飲食代金に支出することも、大量のパソコンを購入し、買い取り業者に転売することも自由にできるのである。公務に必要とされるパソコン等がそのような違法行為の闇の中で調達されなければならない理由は存在しない。また、裏取引であるから、それらの物品価格の適正さや、公務遂行上の必要性があるかどうかは不明である。また、この取引において、違法な金銭の接受がある可能性は払拭できないし、そのような違法行為が行われなかったということを証明することもできないのである。言い換えれば、全て闇の裏取引であるので、如何に公務遂行を理由にしてもその正当性を主張することは一切できない。
10. 業務用パソコンなど現物確認できたものという表現で、現に物品があり、公務に使われているので問題がないと思わせているが、約200台にも及ぶパソコンは違法なヤミ物品であり、予算上は存在していない。公金を詐取することによって調達したパソコンで業務が遂行されているということは、違法行為が継続されそれを組織として追認していることを意味している。さらに、今後、違法なヤミ物品であるパソコンを正規に購入したパソコンと同様に扱い、物品登録しようとすることは、物品管理の適正さを崩壊させる行為であると言える。

以上に指摘したように、今回明らかになった、神戸市のほとんど全部局で長年にわたって行

われてきた違法な公金支出とそれにまつわる違法行為の膨大な累積は、組織的・構造的・習慣的に行われており、根が深い神戸市の宿痾である。監査委員におかれては、このような神戸市の体質を改善させるため、行政内部の監察室の調査結果を鵜呑みにすることなく、厳正な監査を行っていただくことを切に望んでおります。

2 求める措置

1. 違法な公金支出の全体像を明らかにし、虚偽有印公文書作成、同行使、公金詐取等に関わった職員の厳正な処分を行うこと。
2. 今回明らかになった、違法な公金支出 209,236,049 円の全額について、関連職員に対して、損害賠償請求することを市長に求めること。
3. 物品購入専決契約をめぐる神戸市の無法状態を是正する措置を早急に実施すること。そのために、外部専門家による再調査・検証を実施すること。

第2 受理できない理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的としている。

従って、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、当該地方公共団体の執行機関又は職員が具体的に指定されていることが必要である。

しかるに本件請求についてみると、請求人は、「虚偽有印公文書作成、同行使、公金詐取等に関わった職員の厳正な処分を行うこと」及び「関連職員に対して、損害賠償請求することを市長に求めること」という記載はあるが、職員の具体的な氏名が特定されておらず、また、請求人が添付している事実証明書「不適正な経理処理に関する緊急内部調査結果報告書（平成 22 年 9 月 10 日付）」の文中においても、「不適正な経理処理に関係した職員について詳細な調査を行った上で、処分を行う予定です」という記述しかなく、行為者が指定されているとはいえない。

よって、本件請求は、地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理することができない。